

議案第 5 号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 5 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

消費者行政の多様化及び高度化に伴い、それに対応する消費生活相談員の業務内容も複雑化し、より専門的な知識及び経験が求められる職務となっていることを踏まえ、その報酬額を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から商工振興審議会の部まで	(略)	(略)
消費生活相談員	月 <u>150,000</u>	(略)
働く婦人の家及び勤労青少年ホーム運営委員会の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から商工振興審議会の部まで	(略)	(略)
消費生活相談員	月 <u>180,000</u>	(略)
働く婦人の家及び勤労青少年ホーム運営委員会の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。